

議第四百四十八号

指定管理者の指定について

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 恵那市長島町正家一丁目一番地一  
恵那市
- 二 指定の期間 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで